

検察官の独立性と三権分立の原則を損なう検察庁法改正案の廃案を求める声明

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
法務大臣 森 まさこ 様

2020年5月19日
日本キリスト改革派教会
大会 宣教と社会問題に関する委員会
委員長 弓矢健児

私たちは、現在、国会に提出されている「国家公務員法等の一部を改正する法律案」の第4条にある「検察庁法改正案」に対して、以下の理由によって反対し、継続審議ではなく廃案を強く求めます。

1. 内閣の判断による定年延長は検察官の独立性・政治的中立性への侵害です。

現在、国会で審議が進められている改正案では、検察官の改正後の定年である65歳を超えての定年延長の判断が法務大臣に、次長検事と検事長らの63歳を超えての役職定年延長の判断、検事総長の定年延長の判断が内閣に委ねられることとなります。具体的には改正案第4条において「内閣の定める事由」とあり、その時々々の政権が、一年以内ごとに、現職にある検事の職を延長するかどうかの裁量権を握ることとなります（最大3年延長可能）。もし、このように内閣の判断で、すべての検察官の定年延長の可否が決められるとするならば、検察官の職務が人事権者への付度によって不当に歪められることになりかねません。検察官には刑事事件の捜査・起訴等の権限が付与されており、政治家に対してもその権限は及ぶものです。それゆえ、この権限が守られることを保証するためには「内閣が定める事由」の具体的条項について、事前に明瞭に示されなければなりません。ところが、今回の法案にはその基準が盛り込まれておらず、答弁においても、首相、法相共に、「恣意的運用はあり得ない」、「今は示せない」という説明に終始しています。判断基準が法案に明記されていない以上、恣意的に判断され、運用される危険性は絶えず存在すると言わざるを得ません。さらに、その結果、政権の意向を付度した検察権の濫用によって、時の政権に批判的な政治家や市民の「思想及び良心の自由」、「信教の自由」、「集会・結社・表現の自由」に対する侵害が引き起こされる可能性も否定できません。

2. 内閣の判断による定年延長は立憲主義の基盤である三権分立の原則の否定です。

政府は、検察官は行政官であり検察官の任命権は法務大臣が持っている以上、定年延長の判断を内閣あるいは法務大臣が持つことは三権分立を否定することにはならないと言います。しかし、検察官は行政官であると同時に、法の厳格で公平公正な執行を職務とする点で司法権と密接な関係にあり、準司法官としての性格を持っています。そのことは、憲法77条2項で、「検察官は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない」とあることや、検察庁法第4条において、検察官が、公益の代表者として法を遵守し、法の実現に努めなければならないという「客観義務」を負う存在であることから明らかです。それゆえ、検察庁法第14条では検察官の独立性を守るために、「法務大臣は検察官を一般的に指揮監督するが、個々の事件については検事総長のみを指揮する」と規定され、法務大臣が個々の検察官に対しては直接指揮することができない仕組みとなっているのです。しかし、今回の検察庁法改正によって、すべての検察官の定年延長の裁量権を内閣あるいは法務大臣が持つようになるならば、準司法官でもある検察官の独立性と政治的中立性は大きく損なわれ、司法権に対する行政権の影響力が格段に強くなります。その結果、近代立憲主義の基盤である三権分立の原則は大きく損なわれ、国家の全体主義化に道を開くことになりかねません。

私たちキリスト教会の信仰においては、唯一の神こそが国家に政治権能を委託していると理解しています。その権能は、この国に生きるすべての人々のために公共の福祉と正義を実現するための奉仕者としての権能です。したがって、国家が法の支配を損壊し、全体主義化に向かうことは、神から委託された権能の濫用です。今政府がなすべきことは、新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、適切な医療・公衆衛生対策、経済・生活支援に全力を挙げることです。それゆえ、私たちは検察官の独立性と三権分立の原則を損なう検察庁法改正案に反対し、先送りの継続審議ではなく廃案を強く求めます。